

# 今後の地域中小企業に対する支援の在り方について(案)のポイント

## ～地域資源を核とした自立的な地域産業の形成～

### 地域中小企業を取り巻く経済環境

地域及び中小企業の景気回復に遅れが存在。少子高齢化、グローバル化の進展など構造変化への影響。  
 公共投資に依存しない、域外市場も視野に入れた地域産業の自立が重要。  
 中小企業の活力向上が地域経済の活性化の鍵。一方、地域経済全体が活性化しなければ中小企業の収益向上は困難。  
 地域の特性やブランド力を活かすことで、中小企業が有する「地域性」は自らの優位性の源泉になりえる。

### 特定産業集積活性化法の評価

「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」が平成9年に施行。産地、企業城下町等の地域中小企業集積の活性化を図るため、補助金、税制、低利融資等による支援を実施。  
 新たな分野の出荷額等の改善、外部とのネットワーク構築等に一定の成果が見られた一方、集積地域全体として「進出分野」をあらかじめ定めるスキームが、中小企業の創意あふれる事業展開の制約となっている面がある。

### 地域中小企業の新たな動きと課題

#### 地域の強みを活かした中小企業の新たな動き

中小企業が地域に存在する固有の地域資源(産地の技術、農林水産品、文化財、自然景観等観光資源)を活かし、磨き上げて、自らの「強み」に転化していく動きが拡大。  
 さらに、他の中小企業の事業展開につながり、新たな企業群が形成され、新たな産業形成の萌芽となっているケースも存在。

#### 地域資源を核とした自立的な地域産業形成に向けた課題

中小企業が地域資源のもたらす価値を認識するためには、消費者・顧客・専門家等外部からの視点が不可欠。  
 中小企業が域外市場等の需要開拓を行う上で、市場調査、商品企画等に必要なノウハウや人的ネットワーク等経営資源が不足。  
 関係機関の連携による技術開発や共同での販路開拓、人材育成、人的ネットワークの構築等が必要。

### 今後の地域中小企業政策の方向性

**地域に存在する地域資源を発掘(価値認識)し、それを活かした中小企業等の創意工夫に満ちた主体的な事業展開を促進。**  
**さらに、地域資源の価値を高め、蓄積して、地域産業の強化あるいは将来における新たな地域産業の創出につなげていく。**  
**集積活性化法については廃止期限(平成19年6月)到来後の延長は行わず、新たな法律・予算措置を含む総合的施策体系を構築すべき。**

#### 地域資源の発掘・強化・蓄積

地域資源の価値を外部の視点を入れつつ、地域主導で見直し、蓄積していくことを目的とした「場づくり」の促進や産学連携による実用化へ向けた研究開発に対する支援

##### (地域資源の考え方)

地域の中小企業者に共有、活用可能であって、地域に特徴的なものとして認識され、有効活用の促進により新たな地域産業形成の核となり得る素材や技術その他の見えざる資産。  
 例えば、特徴的な素材・技術、農林水産品、文化財等観光資源、地域レベルで活用できる地域資源の持つ知識、ノウハウ、技術、ブランド力等の「見えざる資産」を高め、蓄積していくことが重要。

#### 地域資源を活用した中小企業の事業展開 (事業段階に応じた支援)

##### ビジネスプランづくり段階

マーケティング等に精通した専門家による的確なアドバイス(ハンズオン支援体制)

##### 事業実施段階

試作品開発や展示会出展等に対する補助金、融資、税制、商談会やアンテナショップ開催

#### 地域資源を核とした自立的な地域産業の形成

地域の様々な機関が、地域資源の活用と強化・蓄積、それを核とした新たな地域産業の育成に向けて、連携  
 「地域ブランド」を構築していく取組に対する支援

### 施策の推進体制及び訴求性の高い広報の実施

国と自治体の適切な役割分担と連携(地域主体の自立的な取組の促進)、関係省の施策を相互に補完、流通、IT、地域金融機関等とのビジネスネットワーク